

## 岐阜県セラミックス研究所 窯業製品に関する CAE 利活用研究会 規約

(名称)

第1条 本会は、「岐阜県セラミックス研究所 窯業製品に関する CAE 利活用研究会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、岐阜県セラミックス研究所の新価値創造によるサステナブル社会推進プロジェクト研究課題「シミュレーションを活用したセラミックスの設計・評価技術の確立」(研究期間:令和3~7年度)において、陶磁器・耐火物など窯業製品の設計・製造などにおける応力変形・熱変形に対する CAE の利活用に関する事例検討・操作・解析及び情報の交換を通じてその有効性を岐阜県内事業者と検証することを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催
- (2) CAE に関する機器活用研修
- (3) その他、本会の目的の達成に必要な事業

(会長)

第4条 会長は本会を代表し、会務を総括するものとし、岐阜県セラミックス研究所長をもって充てる。

(事務局)

第5条 岐阜県セラミックス研究所に事務局をおく。

2 事務局は本会の事務を執行する。

(入会及び退会)

第6条 入会及び退会は、入退会等届(別記第1号様式)により事務局に提出し、会長の承認を得るものとする。

2 会員の行為が本会にとって著しく不利益を生じる場合又は会員が本会にふさわしくないと判断された場合は、会長の承認によって、当該会員は会員の地位を失う。

(会員)

第7条 本会の会員は第6条で承認されたもの、岐阜県セラミックス研究所及び会長が必要と認めた者で構成される。

(会費)

第8条 会費の徴収は行わない。

(活動期間)

第9条 本会の活動期間は令和7年度末までとする。

(秘密の保持)

第10条 会員は、本研究会での活動で知り得た技術上の情報について、自己の所属する組織の役員、従業員及び職員のうち、本目的のために秘密情報を知る必要がある者以外に開示・漏洩してはならない。

(研究会活動の公表等)

第11条 会員は、研究会活動の成果を会員以外に発表又は公開するときは、あらかじめ、その成果の内容に関係する会員の同意を得るものとする。

(細則)

第12条 会長は、本規約の実施に関して必要が生じた場合には、細則を定めることができる。

(規約の改正)

第13条 本規約は会長が必要と認めたときは、改正することができる。

(その他)

第14条 本規約に定めのない事項については事務局がこれを定める。

(付則)

本規約は令和5年8月31日から施行する。

岐阜県セラミックス研究所 窯業製品に関する CAE 利活用研究会 入退会等届

岐阜県セラミックス研究所長 様

岐阜県セラミックス研究所 窯業製品に関する CAE 利活用研究会への 入会・退会 を届出します。

○入会

住 所	〒 - 岐阜県
事業所名	
事業所代表者 役職・氏名	
連絡担当者 役職・氏名	
連 絡 先	TEL FAX E-mail

○退会

住 所	〒 - 岐阜県
事業所名	
事 由	

岐阜県セラミックス研究所窯業製品に関する CAE 利活用研究会  
岐阜県セラミックス研究所保有機器の使用に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、「岐阜県セラミックス研究所窯業製品に関する CAE 利活用研究会」の会員が、岐阜県セラミックス研究所(以下、「研究所」という。)が保有する機器を使用する場合に必要な事項について定める。

(使用申込)

第2条 会員が、当該機器を使用しようとするときは、使用申込書(別記第1号様式)を本会事務局に提出する。

(使用の承認又は不承認の決定)

第3条 会長は、前条の使用申込書を受理したときは、使用目的が本会の目標に該当するかどうか、及び、使用時間並びに使用頻度が適切かどうかを審査し、使用の承認又は不承認を決定する。

(使用条件)

第4条 会員は、当該機器を使用して取得したデータ及びノウハウを、研究会活動における討論および情報交換に使用することに同意すること。

2 データの所有権は、セラミックス研究所及びデータ作成者が保有する。

(使用料)

第5条 使用に要する経費は研究所が負担することとし、使用料は徴収しないものとする。

(機器の使用)

第6条 当該機器の使用にあたっては、研究所の研究員の立ち合い・指導の下で使用するものとする。

(事故状況の報告と賠償責任)

第7条 使用者は、当該機器の使用中に事故等により当該機器若しくは他の機器又は建物施設(以下「機器等」という。)を損傷したときは、速やかに本会事務局に連絡するとともに、その指示を受けなければならない。

2 会長は前項の場合において、機器等の損傷が、使用者の責に帰すべき事由によるものと認めるときは、使用者に機器等の修理又は損害の補てんをさせなければならない。

3 前項により修理又は補てんした機器等は、会長の検査を受けなければならない。

4 機器等の損傷によりデータが消失した場合、岐阜県セラミックス研究所はその責任を負わないものとする。

(災害の補償)

第8条 機器使用中の災害については、使用者が属する関係団体又は使用者が対処し、使用者は研究所に対し、一切求償できないものとする。

付 則

この細則は、令和5年8月31日から適用する。

岐阜県セラミックス研究所長 様

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

住 所 下 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

担当者職氏名 \_\_\_\_\_

## 使用申込書

「岐阜県セラミックス研究所窯業製品に関するCAE利活用研究会 岐阜県セラミックス研究所保有機器の使用に関する細則」に従い、下記のとおり申し込みます。

### 記

1. 使用目的

2. 機器名

3. 使用日時等

年 月 日 時 分 から  
年 月 日 時 分 まで

4. 確認事項(以下の事項について確認し、同意した場合は□にチェックを記入してください。)

- 作成・及び解析データは、研究会活動における討論および情報交換に使用することに同意します。
- 機器の使用にあたっては、岐阜県セラミックス研究所の研究員の立ち合い・指導の下に使用します。
- 機器使用中に機器等の損傷が使用者の責に帰すべき事由によるときは、使用者の責任において、機器等の修理又は損害の補てんをお願いします。
- 機器使用中の災害については、使用者が属する関係団体又は使用者が対処し、岐阜県セラミックス研究所は一切責任を負いません。

以上